

## 5 地下水汚染の状況

### 1 目的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された令和 4 年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

### 2 測定期間 : 令和 4 年 6 月 (概況調査、継続監視調査)

### 3 測定内容等

測定地点 (表 - 1 参照)

概況調査を 9 地点の井戸 (ローリング方式による調査 : 4 地点、定点方式による調査 : 5 地点)、継続監視調査を 2 地点の井戸で実施しました。

測定項目 (表 - 2 参照)

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目 (環境基準項目) について、ローリング方式による概況調査では全 27 項目、定点方式による概況調査では最大 23 項目を測定しました。

また、ローリング方式による概況調査では、指針値の設定されている要監視項目全 25 項目についても併せて測定しました。

### 4 測定結果の概要

概況調査

ローリング方式

4 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準及び指針値を下回りました。

定点方式

5 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

継続監視調査

2 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

表 - 1 測定項目

区分	測定項目名
環境基準項目 (27項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
要監視項目 (25項目)	クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及び PFOA

表 - 2 測定地点

調査区分		測定地点	測定項目
概況調査	ローリング方式	四倉町上仁井田	環境基準項目（全27項目） 及び要監視項目（全25項目）
		平	
		常磐藤原町	
		錦町	
	定点方式	小浜町	
		常磐岩ヶ岡町	
		泉町滝尻	
		平上荒川	
		好間町小谷作	
		環境基準項目（最大23項目）	
継続監視調査	泉町下川	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、 ふっ素（計2項目）	
	渡辺町上釜戸		

- (注) 1 概況調査（ローリング方式）とは、市内を約10km四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから1地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
- 2 概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。（表-1中の環境基準項目から対象事業場が使用しているものを選定して調査）
- 3 継続監視調査とは、汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等のために経年的に調査するものです。（表-1中の環境基準項目から汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目を対象として調査）